

昭和十一年六月十三日 内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣 齋藤

法制局長官 

外務大臣 齋藤 陸軍大臣 小畑 文部大臣 小畑 逓信大臣 原

内務大臣 齋藤 海軍大臣 坂井 農林大臣 齋藤 鐵道大臣 齋藤

大藏大臣 齋藤 司法大臣 齋藤 商工大臣 齋藤 拓務大臣 齋藤

臨時内閣ニ紀元二千六百年祝典事務局
ヲ設置スルノ件外ニ件

起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト

認ム

勅令案

別紙ノ通

子
月

朕臨時內閣ニ紀元二千六百年祝典事務局ヲ設置スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十一年六月三十日

內閣總理大臣

勅令第百三十五號

第一條 紀元二千六百年ノ祝典ニ關スル事務及各種奉祝記念事業ニ關

スル事項ノ統轄ノ事務ヲ掌ラシム
ル為内閣ニ臨時其ノ所屬局トシテ
紀元二千六百年祝典事務局ヲ置ク
第二條 内閣ニ臨時左ノ所屬職員ヲ
置キ紀元二千六百年祝典事務局ニ
屬セシム

紀元二千六百年祝典事務局長 勅任
紀元二千六百年祝典事務局書記官

專任一人 奏任
專任四人

屬

局長ハ内閣部内ノ高等官ヲシテ之
ヲ兼示シムルモノトス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

紀元二千六百年ノ祝典ニ關スル事務及
各種奉祝記念事業ニ關スル事項ノ統
轄ノ事務ヲ掌ラシムル爲紀元二千六百
年祝典事務局ヲ設置スルノ必要アルニ
依ル